

「山形県農村環境保全推進委員会」委員公募要領

1 趣 旨

山形県では、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金及び中山間ふるさと水と土保全対策事業（以下「農村環境保全施策」という。）を活用し、農地や農業水利施設が有する多面的機能の良好な発揮や農村環境の保全を図る農業生産活動、地域活動を支援しています。

本県の農村環境保全施策の取組を進めるにあたり、第三者の方々の意見又は助言を得るため「山形県農村環境保全推進委員会（以下「委員会」という。）」を設置しています。委員会の構成委員（7名）のうち、1名について、次により公募します。

2 委員としての役割

委員会に出席し、本県の農村環境保全施策の取組状況に対する意見等を述べていただきます。

当委員会は公開で開催し、委員の氏名、職業及び住所（市町村名のみ）を公表するとともに、当委員会における発言内容は、会議録として氏名とともに公表します。

3 募集人員 1名

（他に、学識経験者、農業関係者等の委員を加え7名程度で構成）

4 任 期 委嘱の日から令和8年3月31日まで

5 報 酬 等 県で定める報酬と交通費をお支払いします。

6 公募期間

令和3年5月27日（木）から6月16日（水）まで（期間内必着）

7 応募資格

次の①から④までの全てに該当する方。

- ① 山形県の農村環境保全施策に関心のある方
- ② 昭和57年4月1日から平成15年4月1日までに生まれた方
- ③ 山形県内に在住している方
- ④ 委員会（年2回程度・1回あたり3時間程度）に出席できる方

* 上記委員会は、原則として平日に山形市内（主に県庁内）で開催します。

※ 山形県が設置している審議会、協議会又は懇話会等の構成員として、既に3つ以上に就任している場合（令和3年8月1日以降の見込みを含む。）は、委員として選考できませんので御留意ください。

8 応募方法

次の書類に必要事項を記載し、郵送、ファクシミリ、電子メール又は持参のいずれかの方法で提出してください。郵送の場合は、封筒に「委員応募」と朱書きしてください。

◎「山形県農村環境保全推進委員会」委員申込書

9 選考方法

選考委員会において、申込書の内容を総合的に判断して決定します。

なお、必要に応じて、書類選考上位者若干名について面接を実施する場合があります。

10 選考結果の通知

選考後速やかに、応募者全員に郵送にてお知らせします。

11 その他留意事項

応募に要する費用（郵送代等）は応募者の負担となります。

応募書類・データは返却しません。

12 応募先・問い合わせ先

山形県農林水産部農村計画課 中山間・棚田 農村づくり担当

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

電話：023-630-2506

FAX：023-630-2509

電子メール ynokey@pref.yamagata.jp